

[事案 24-208] 契約者貸付無効請求

・平成 25 年 7 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

契約者貸付を利用した記憶がないことから錯誤を理由とする契約者貸付の無効、および保険会社の対応遅延を理由とする保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 7 年 2 月、1 万 5,000 円の契約者貸付を受けたことになっているが、貸付制度の存在を知らず、1 万 5,000 円を借りる動機・理由もないため、錯誤にもとづき契約者貸付を無効にしてほしい。また、本件に関連して、契約継続の意思がないことを示して解決策の提案を求めたが、保険会社の説明・対応が遅かったことから、無為に期間が経過してしまったため、その間の保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者貸付は、申立人自身が署名捺印した契約貸付申込書および契約貸付請求書によりなされたものであり（申立人の自署であることは申立人に確認済み）、また、貸付金も申立人本人口座に振り込まれており、何らの瑕疵もない。
- (2) 当社の対応が迅速なものでなかったことは謝罪しているが、そのことが不法行為に該当するようなものではなく、保険料の二重払い等の損害があったとも認められないため、損害賠償や保険料の返還には応じられない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 契約者貸付の無効について

(1) 申立人の錯誤の内容について

申立人自身の自署による「契約貸付申込書」等が存在している以上、契約者貸付を利用した事実自体を否定することはできない。そうすると、契約者貸付制度の利用であることを知らずに、本契約者貸付の申込みをしてしまったところ、実は契約者貸付であったという錯誤の存在を主張するものと判断するほかはない。

- (2) 以下の理由から、申立人が契約者貸付制度の利用であることを知らずに、本契約者貸付の申込みをしたという錯誤を認めることはできず、契約者貸付の無効は認められない。

① 申立人自身が自署した「契約貸付申込書」には「契約貸付申込書」という表題が大きく太い字で記載されているうえ、本文中に「私（契約者）は、保険約款および契約貸付に関する特約条項を了承のうえ上記契約の貸付を申し込みます」と記載され、

「契約貸付に関する特約条項」が記載されている。

②申立人は、「契約貸付請求書」にも自署捺印し、「今回請求金額」として「¥1万5,000円」と記入している。同書面の上部には「契約貸付請求書」という表題が大きく太い字で記載されている。

2. 解決策の提案を要求して以降、対応遅延により経過した期間の保険料の返還についてそもそも、前述のとおり契約者貸付の無効は認められないため、それに対して、解決策の提案を要求すること自体が不合理なものであり、保険料の返還は認められない。